

せいねんこうけんせいど 成年後見制度って知っていますか？

どんな制度？

認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方々は、財産・金銭の管理や、様々な法的手続きを行う必要があっても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法等の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度です。

本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの支援内容が分かれています。

成年後見人等はどんなことができるの？

- ・ 契約の締結
- ・ 悪徳商法などの契約を取り消す
- ・ 財産管理
- ・ 入退院、施設等への入所手続き
- ・ 本人がやることの同意 など

利用するにはどうしたらいいの？

- ①申立 て・・・制度の利用が必要な方が住んでいる地域の「家庭裁判所」に申し込みます。
※申立てのできる人：本人・配偶者・4親等内の親族・市町村長（身寄りがいない場合など）
- ②審判手続き・・・家庭裁判所は、本人の生活状況や財産などの様子や気持ちを聞いて、制度利用の必要性やそのような支援が必要か調査します。※「後見」「保佐」の審判を開始する際は、本人の精神状況を専門医に鑑定してもらうことがあります。
- ③審判・・・家庭裁判所は本人の状況や事情に応じて、もっとも適切と思われる人を選任し、支援方法を決めます。※後見人等として選ばれるのは、配偶者や親族、または弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門家です。

どこに相談すればいいの？

<申請窓口及び相談>

那覇家庭裁判所沖縄支部 沖縄市知花6丁目7-7 ☎098-939-0017
手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明を行っています。

<制度に関する相談>

- * 認知症高齢者の場合 ⇒ うるま市地域包括支援センター（介護長寿課内） ☎098-973-5112
- * 知的・精神障害者の場合 ⇒ うるま市障がい福祉課 ☎098-973-5452

【連絡先】
沖縄市美里1丁目2番9号
自衛隊沖縄地方協力本部
沖縄募集案内所
☎937-1608

種目	受験資格	受付期間	試験日（1次）
航空学生	高卒（見込）21歳未満	8月1日～9月10日	9月23日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満 （高卒見込も含む）	8月1日～9月10日	9月18日
自衛官候補生（男子）		8月1日～9月16日	9月20日
自衛官候補生（女子）		8月1日～9月10日	9月26日
看護学生	高卒（見込）24歳未満	9月6日～10月1日	10月23日
防衛医科大学校	高卒（見込）21歳未満	9月6日～10月1日	10月30・31日
防衛大学校（推薦）		9月6日～9月9日	9月25・26日
防衛大学校（一般）		9月6日～10月1日	11月6・7日

自衛官募集のご案内